

官民境界確認協議の留意事項

1. 「市有地境界確認協議書」の申請人欄は、申請地の地権者の住所・氏名をご記載ください。申請地が複数人の共有名義となっている場合は、共有者全員の住所・氏名をご記載ください。
2. 協議する道路が「幅4m未満」かつ「2項道路、または、法定外道路で建築許可時にセットバックを要する」場合や、協議する水路が「幅1m未満」、または「構造物がない（素掘りの水路等）」場合は、対側地との境界確定もお願いします。
3. 仮測量図（実測図・重ね図等）は、立会日の1週間前までにご提出（メール可、ファイル形式：PDF）いただき、併せて担当職員に事前のご説明をお願いします。
4. 立会時には、立会写真の撮影（原則、境界の起点・終点、三方境）をお願いします。撮影した立会写真は、境界確定図等と一緒にご提出ください。
また、関係地権者の方々より、境界承認の署名・捺印をいただきますので、関係地権者の方々へ事前にご説明の上、立会時には印鑑（認印可）をご持参いただくようお願いをお願いします。
5. 関係地権者の立会が、市職員との立会と別日になる場合は、申請人または代理人にて、関係地権者より境界承認の署名・捺印を受けてください。
6. 調査士等が関係地権者の代理人として立会する場合は、委任状をご提出ください。また、市有地境界確認協議書（様式B）裏面の「立会人及び承認氏名④」欄に、代理人（調査士等）の署名・捺印をお願いします。その際、代理人の職名（「土地家屋調査士」等）をご記載ください。
7. 立会の招集や調整、当日の進行等は、申請人または代理人にてお願いします。
8. 境界に関して協議事項等がある場合は、必ず立会を実施する前にご相談ください。立会時にお申し出があった場合、再度の立会を調整していただくことがあります。
9. 境界確定図等には、断面図（原則、境界の起点・終点、三方境）、境界点や基準点等の近景・遠景写真、立会写真を添付してください。
10. 小郡市施設管理課では、開庁日の月末5日間の立会を控えさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
11. 本留意事項について履行できないことがある場合は、事前に担当職員にご相談ください。